

白山市議会運営委員会規約

平成17年3月16日

議会規約第1号

改正 平成19年3月16日議会規約第1号

平成19年3月23日議会規約第1号

第1条 この規約は、議会運営委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 議会運営委員会委員は、会派の所属議員3人につき1人を選出するものとする。

2 会派とは、3人以上の所属議員を有する会派をいう。

第3条 市議会議員は、会派を結成したときは、当該会派の代表者は、その名称及び所属議員等の会派届（別記様式）を議長に届け出るものとする。

2 会派が解散し、または構成人員に異動が生じたときは、前項と同様とする。

附 則

この規約は、平成17年3月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年3月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年3月23日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

白山市議会議長 様

会 派 名

代表者氏名 ⑩

会 派 届

白山市議会運営委員会規約第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

会派の名称			
代表者氏名			
経理責任者			
結成（異動）年月日	年 月 日	所属議員数	人
届け出の事由（該当を○でかこむ）		付記	
1 新規結成			
2 解散			
3 所属議員の異動（ 人増・減）			
4 名称変更			
5 代表者変更			
6 経理責任者変更			
7 その他			

